

3) 導入施設計画

基本構想において、「広町の森入口ゾーン」に期待される役割としては、「計画地の利用・管理運営に関する拠点の形成（利用者に対する案内誘導や情報提供等、市民等による保全管理活動のための拠点提供等）」と設定した。これに基づき、導入施設は、「広町の森入口ゾーン」に集約することとした。

①導入施設計画の方針

基本構想の導入施設と、補足調査の社会環境から導入施設方針を導き出し、その後、導入施設の設定を行った。

●トイレ

- ・自然環境の保全や環境への負荷軽減に配慮し、環境保全型を検討する。また、利用頻度を考慮し必要最小限の規模を確保する。
- ただし、主入口付近に設置する管理棟等と集約的に設置することを検討する。

●管理施設

- ・管理員詰所、更衣室、倉庫等維持管理に必要となる最小限の機能、市民団体等による保全活動を支援するための機能、及び利用者への情報提供機能を有する施設として、最小限の規模をもつ管理棟等施設の整備を検討する。これらは、機能の集約化を図り規模等を抑えるとともに、環境への負荷軽減に配慮し、自然エネルギーの利用等も検討する。

●駐車場

- ・徒歩及び自転車による利用を原則とし、一般利用者用の駐車場は確保しない。ただし、管理用及び身障者用として適宜サービスヤード等を活用したスペースの確保を検討する。
- ・なお、マイクロバス等による学校の団体利用に対しては、周辺の公共施設の活用を検討する。
- ・一般利用者のための駐車場を設置しないため、主な交通手段が公共交通機関・自転車等となることを広報等により周知させていく必要がある。

●休憩施設等

- ・ベンチ等の休憩施設については、高齢者等の利用にも配慮し設置を適宜検討するが、設置箇所や形態、構造等については自然環境の保全に十分配慮したものとする。

●サイン類

- ・適正な利用を促すために、都市林を案内し誘導する簡便なサイン類の充実を図る。なお、案内情報は、入口付近において集約的に行うこととし、案内板等の設置については、緊急時の案内誘導に配慮した必要最小限の配置とする。
- ・鎌倉らしさ・広町らしさを象徴する伝承・事象・名称等について、サイン類に掲示し、利用者に郷土の大切さを涵養させる。

●照明

- ・原則として防犯上必要な箇所にとどめ、設置箇所、照度、照明方法等については自然環境の保全と環境負荷の軽減を検討する。

以下に、基本構想を踏まえて設定した導入施設方針を示した。

表. II-2-5 導入施設方針と導入施設の設定

導入施設方針	導入施設
<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設は環境への影響を配慮し、主入口（広町の森入口ゾーン）に集約し、配置する。 ・環境負荷に配慮し、最小限の規模の管理施設とする。 	管理棟、トイレ 自転車置場、身障者用駐車スペース、 管理車両駐車スペース 照明施設（広町の森入口ゾーンのみ）
<ul style="list-style-type: none"> ・湿地内の無秩序な立ち入りを防止する。 	木道
<ul style="list-style-type: none"> ・流入する生活雑排水は、可能な範囲で対策を行う。 	水質浄化
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の水生生物流出に配慮した避難池の創出を行う。 	ストック池（水生生物避難・流出防止池）
<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の場を創出する。（湿地や田んぼの復元など） 	体験学習の場（小中学校及び市民による湿地や田んぼの復元）、観察木道
<ul style="list-style-type: none"> ・広町緑地内の情報提供を行う。 	サイン類（総合案内、方向指示板、身障者案内板等）
<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な立ち入りを制限するための施設を設ける。 	立ち入り防止柵、制札板
<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地・湿地に保全管理・休憩スペースを確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢眺望が良い場所に休憩施設を設ける。 ➢保全管理・休憩スペースとして活用できるように配慮する。 ➢保全管理・休憩スペースは、地形が緩やかな場所とする。 ➢湿地は、保全・活用の頻度が高いと考えられるため、周辺の環境に影響がない場所に湿地の保全管理スペースを設ける。 ➢周辺の植生に配慮する。 ➢外部からの景観の障害とならないように配慮する。 	保全管理・休憩スペース ベンチ
<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動で発生した材は極力、計画地内で処理する。 	保全活動で発生した材をリサイクルした施設（資料編, P. 49 参照）

②適正利用者数の想定

計画地の区域（約 48.1ha）についての適正な利用者数を想定した。谷戸（湿地）・樹林地等が保全または活用され、地形や公園の性格が自然保全型である、計画地と比較的類似した公園の利用者数の実績より算定を行った。

●類似公園の利用者数（事例）

類似する公園の年間利用者数と面積は以下に示したとおりである。また、各公園の特色も以下に示した。

表. II-2-6 類似公園の年間利用者数と面積

公園名称	面積	年間利用者数 (1ha 当たりの年間 利用者数)	調査年度	特色	
				自然環境	施設
北本自然観察公園 (埼玉県)	32.9ha	88,762 人 (2,698 人/ha)	平成 8 年度	・湿地 ・草地 ・樹林	・自然学習センター (1,320 m ²) ・駐車場 ・四阿 ・浄化池
桐生自然観察の森 (群馬県)	18.9ha	31,520 人 (1,668 人/ha)	平成 10 年度	・樹林 ・池 ・流れ	・ネイチャーセンター (518 m ²) ・観察舎(73 m ²) ・野鳥ハイド* ・駐車場
牛久自然観察の森 (茨城県)	21ha	32,584 人 (1,552 人/ha)	平成 7 年度	・樹林 ・池 ・流れ	・ネイチャーセンター ・イトンボ観察舎 ・キアゲハ観察舎 ・野鳥ハイド* ・駐車場
座間谷戸山公園 (神奈川県)	30.6ha	219,337 人 (7,168 人/ha)	平成 15 年	・樹林 ・田んぼ ・池	・パークセンター ・里山体験館 ・駐車場

※野鳥ハイド：野鳥を隠れて観察できる場所

以上の4つの公園において、「座間谷戸山公園」は、他の公園と比較して突出して年間利用者数が多く、「パークセンター」、「里山体験館」等の集客性がある施設がある。

そのため、適正利用者数の想定にあたっては、以下の2つの検討により行った。

- ・「座間谷戸山公園」の年間利用者数を計上して、上記4つの公園の年間利用者数から算出する。
- ・「座間谷戸山公園」の年間利用者数を除く、上記3つの公園の年間利用者数から算出する。

なお、年間利用者数の算出は、以下の点に配慮し算出した。

- ・計画地において、人が主に利用する場所は、基本構想で示した、「保全・活用方針による区域区分」における「保全・活用を前提とした区域区分（Aエリア）」の面積である17haと設定した。
- ・上記4つの公園（「北本自然観察公園」、「桐生自然観察の森」、「牛久自然観察の森」、「座間谷戸山公園」）は、駐車場やネイチャーセンターなどの規模や施設等が充実しており、イベントなどを通じた公園全体の活発な保全活動が行われているため、人が主に利用する場所を全敷地面積と設定した。

●「座間谷戸山公園」の年間利用者数を計上した適正利用者数の想定

・年間利用者数

前記の4つの公園（「北本自然観察公園」、「桐生自然観察の森」、「牛久自然観察の森」、「座間谷戸山公園」）の1ha当たり年間利用者数の平均は3,272人である。前記の公園と同程度の利用者数が適正であると判断すると、計画地の主な利用面積*は17haであることから、年間利用者数は55,624人と算出された。

※利用面積とは、基本構想において提示された、保全・活用方針による区域区分のうち、保全・活用を前提とした区域区分（Aエリア）の面積である。

$$3,272 \text{ 人} \times 17 \text{ ha} = 55,624 \text{ 人}$$

以上より、年間利用者数は55,624人と算出された。

・最大日利用者数

本計画の性格は自然公園に類似しているため自然公園の計量法に準拠し、最大日利用者数を設定した。

最大日利用者数は、下記の公式より算定した。

$$\begin{aligned} \text{年間利用者数 (Va)} &= \text{Vd max} / \text{Rd} \\ \text{最大日利用者数 (Vd max)} &= \text{Va} \times \text{Rd} \\ \text{最大日利用者数} &= \text{Vd max} \\ \text{季節型最大日率} &= \text{Rd} \\ \text{年間利用者数} &= \text{Va} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{最大日利用者数 (Vd max)} &= 55,624 \times 1/100 \text{ (4季型*に設定)} \\ &= 557 \text{ 人} \end{aligned}$$

以上より、最大日利用者数を557人と算出された。

※4季型：通年（春・夏・秋・冬）利用が見込まれることから4季型と設定した。

（出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」）

・最大時利用者数

最大日利用者数の算定と同様に本計画の性格は自然公園に類似しているため自然公園の計量法に準拠し、最大日利用者数を設定した。

$$\begin{aligned} \text{最大時利用者数} &= \text{回転率*} \times \text{最大日利用者数} \\ &= 1/1.9 \times 557 \text{ 人} \\ &= 294 \text{ 人} \end{aligned}$$

※回転率=1/1.9

（市民団体が実施している市民アンケート集計結果において、計画地における平均滞在時間は、約2時間となっている。平均滞在時間2時間に対する回転率は1/1.9となる。（出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」）

※※平均滞在時間約2時間：市民団体が実施している市民アンケート集計結果については、資料編（P.51）に示した。

以上より、最大時利用者数は294人と算出された。

●「座間谷戸山公園」の年間利用者数を除いた適正利用者数の想定

・年間利用者数

前記の3つの公園（「北本自然観察公園」、「桐生自然観察の森」、「牛久自然観察の森」）の1ha当たり年間利用者数の平均は1,973人である。前記の公園と同程度の利用者数が適正であると判断すると、計画地の主な利用面積[※]は17haであることから、年間利用者数は33,541人と算出された。

※利用面積とは、基本構想において提示された、保全・活用方針による区域区分のうち、保全・活用を前提とした区域区分（Aエリア）の面積である。

$$1,973人 \times 17ha = 33,541人$$

以上より、年間利用者数は33,541人と算出された。

・最大日利用者数

本計画の性格は自然公園に類似しているため自然公園の計量法に準拠し、最大日利用者数を設定した。

最大日利用者数は、下記の公式より算定した。

$$\text{年間利用者数}(Va) = Vd_{\max} / Rd$$

$$\text{最大日利用者数}(Vd_{\max}) = Va \times Rd$$

$$\text{最大日利用者数} = Vd_{\max}$$

$$\text{季節型最大日率} = Rd$$

$$\text{年間利用者数} = Va$$

$$\begin{aligned} \text{最大日利用者数}(Vd_{\max}) &= 33,541 \times 1/100 \text{ (4季型に設定)} \\ &= 335人 \end{aligned}$$

以上より、最大日利用者数を335人と算出された。

※4季型：通年（春・夏・秋・冬）利用が見込まれることから4季型と設定した。

（出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」）

・最大時利用者数

最大日利用者数の算定と同様に本計画の性格は自然公園に類似しているため自然公園の計量法に準拠し、最大日利用者数を設定した。

$$\begin{aligned} \text{最大時利用者数} &= \text{回転率} \times \text{最大日利用者数} \\ &= 1/1.9 \times 335人 \\ &= 176人 \end{aligned}$$

※回転率=1/1.9

（市民団体が実施している市民アンケート集計結果において、計画地における平均滞在時間は、約2時間となっている。平均滞在時間2時間に対する回転率は1/1.9となる。（出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」）

※※平均滞在時間約2時間：市民団体が実施している市民アンケート集計結果については、資料編（P.51）に示した。

以上より、最大時利用者数は176人と算出された。

③主要施設の規模

「座間谷戸山公園」の年間利用者数を計上して算出した294人と、「座間谷戸山公園」の年間利用者数を除いて算出した176人それぞれの最大時利用者数を用いて、主要施設の規模を算出した。主要施設の規模の算出方法については、以下に示した。

●トイレ

・穴数

$$\text{穴数} = \text{最大時利用者数} \times \text{便所利用率}$$

$$\text{(便所利用率：1.25\%)}$$

※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

なお、「神奈川県福祉の街づくり条例」において「みんなのトイレ」を1つ以上設けることとなっている。「みんなのトイレ」の施設規模は、4.0㎡必要。

・施設規模（最低必要となる規模）

$$\text{施設規模} = \text{穴数} \times \text{単位規模} + \text{みんなのトイレの規模}$$

$$\text{(単位規模：1穴あたり3.3㎡)}$$

※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

●管理棟

「最大日利用者数から算定する方法」を用いて、管理棟に必要と思われる最低規模を算出した。

・施設規模

$$\text{施設規模} = \text{最大日利用者数} \times \text{利用率} \times \text{回転率} \times \text{単位規模}$$

（利用率：20～50%（管理棟は、トイレ・駐輪場（駐車場）・計画地に関する情報等を集約して設置する。そのため、利用率は50%を用いて算出することとした。））

（回転率：1/7～1/10（この回転率は、平均滞留時間20～30分程度と相関がある。管理棟は、トイレ・駐輪場（駐車場）・計画地に関する情報等を集約して設置する。そのため、滞留時間は、30分程度と設定した。））

（単位規模：1.5～2㎡（1人当たり床面積）。管理棟は、計画地に関する情報を利用者が得る場所である。そのため、一人当たりの床面積は、最大の2㎡とした。）

※出典：環境省自然環境局自然環境整備課（2001）「自然公園等事業技術指針」

●駐輪場

・必要台数

$$\text{必要台数} = \text{最大時利用者数} \times 10.6\% \text{ (自転車利用率※)}$$

※出典：都市公園利用実態調査報告書（財）公園緑地管理財団広域公園として設定

・施設規模（必要台数の規模）

$$\text{駐輪場の規模} = \text{自転車一台あたりに必要な規模} \text{ (0.6 \times 1.9)} \times \text{必要台数}$$

※出典：都市公園利用実態調査報告書（財）公園緑地管理財団広域公園として設定

前頁までで算出した2つの「最大時利用者数」を用いて、主要な施設規模の算定を行った。算定にあたり、それぞれ比較し評価した結果、主要施設に最低限必要と思われる施設規模は、トイレは穴数が4(穴)で施設規模は13.9(m²)、管理棟の施設規模は56(m²)、駐輪場は32(台)で施設規模は36.4(m²)であった。

表. II-2-7 主要施設の規模の比較

主要施設		「座間谷戸山公園」の年間利用者数を計上した規模 (単位)	「座間谷戸山公園」の年間利用者数を除いた規模 (単位)	備考
トイレ	穴数	4(穴) ^{※1}	3(穴) ^{※2}	※1:男子便所大小兼用(和式)=1 女子便所大便器(和式)=2 身障者用大便器(洋式)=1 ※2:男子便所大小兼用(和式)=1 女子便所大便器(和式)=1 身障者用大便器(洋式)=1
	施設規模	13.9(m ²)	10.6(m ²)	
評価		○	×	都市林として供用後、現在よりも利用者の増加は確実である。現在、男女共に1ずつ仮設トイレを設置しているが、市民から「少ない」との意見がある。
管理棟		56(m ²) ^{※3}	34(m ²) ^{※3}	※3:理論上は、「展示室」、「レクチャールーム」、「レクチャールーム映写室」、「事務所」、「管理用倉庫」、「工作室」、「作業室」、「トイレ」等が含まれた総建築面積
評価		△	×	34(m ²)に管理棟の機能を設置することは、現実的には不可能である。
駐輪場	必要台数	32(台)	19(台)	
	施設規模	36.4(m ²)	21.7(m ²)	
評価		○	△	利用者のための駐車スペースを確保しないため、主なアクセスは、公共交通機関(徒歩)及び自転車であると想定される。そのため、19台では少ない可能性がある。

●「管理棟に必要な機能」の抽出

算定式より算出した管理棟の施設規模56m²は、理論上は「展示室」、「レクチャールーム」、「レクチャールーム映写室」、「事務所」、「管理用倉庫」、「工作室」、「作業室」、「トイレ」等の総建築面積を示す。

この56m²に、上記の機能を全て収めるのは現実的には、困難であると思われる。また、「ボランティアスペース」の施設規模も計上していない。

管理棟に必要な規模は、今後の保全管理に携わる人員に大きく左右される。そのため、管理棟の規模は「管理棟に必要な機能を抽出し、各機能の規模を総計して算出する」ことが重要であると考えられる。

そこで、以下に参考として、「管理棟に必要な機能」を抽出した。

必要な機能は、以下の9機能である。(必要な機能の概要は、p.39の管理棟のイメージに示す)

- >事務室
- >レクチャースペース・ボランティアスペース
- >トイレ(4穴=大便器×3、みんなのトイレ×1)
- >案内カウンター
- >倉庫
- >更衣室
- >給湯室
- >半屋内作業スペース
- >ロビー・廊下・入り口等)

以上のことから、管理棟の施設規模は、最小規模を56m²とした。ただし、今後市民の意見や立ち上げた運営組織の活動内容に合わせた機能設定の見直しを行う。

●主要施設の配置の検討

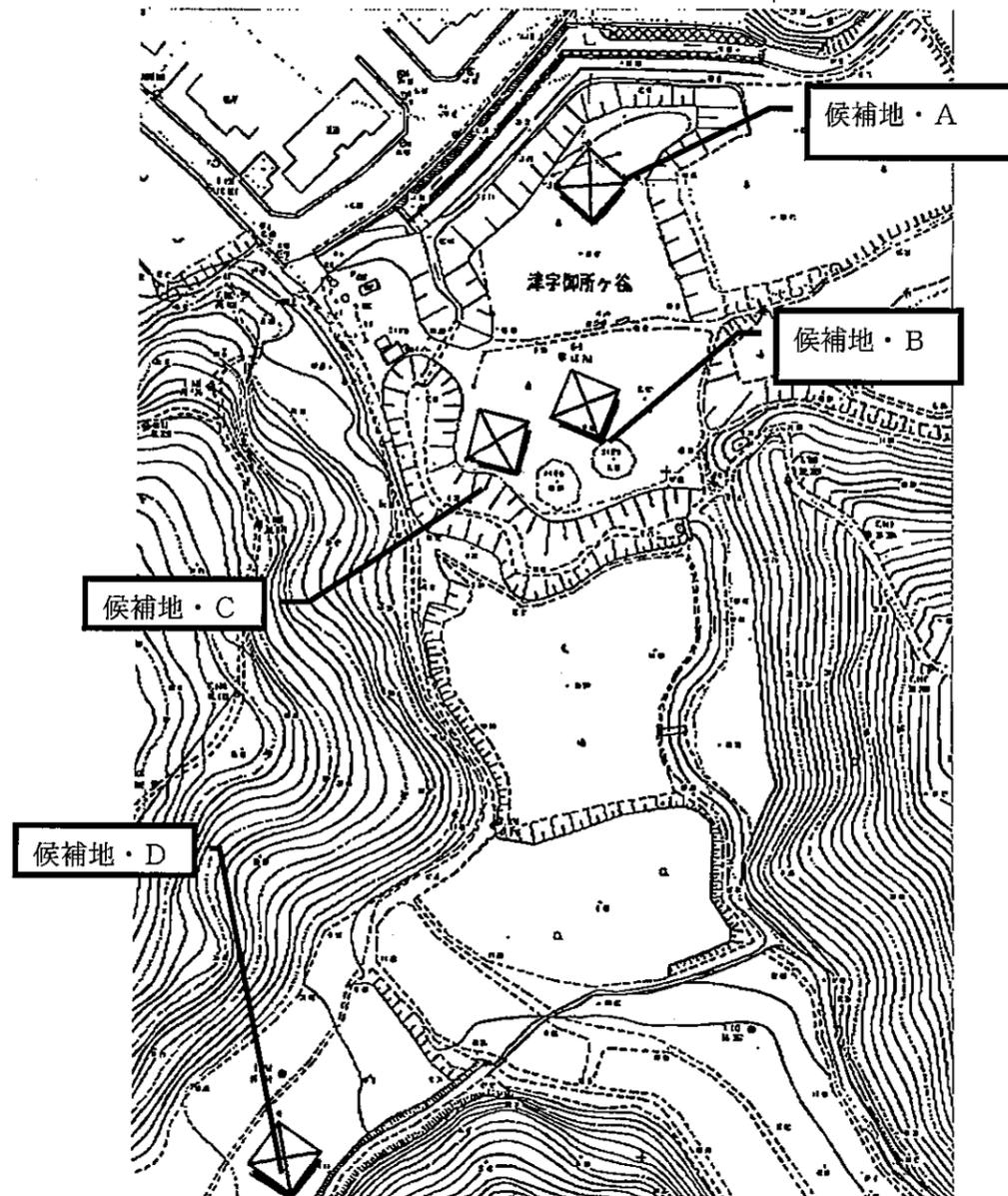
管理施設の位置は、保全管理の機能、自然環境に配慮した施工性、景観に配慮したデザイン、身障者のアクセスなど様々な条件の中で、適正な位置を決めることが必要である。

なお、管理棟は周辺の景観に配慮したデザインとすることが望まれる。そこで、基本構想及び社会環境調査に基づき、基本的な考え方として、自然環境への負荷を軽減するため、最小限の施設規模の管理棟・トイレ等を集約して配置する等、比較検討し適正な配置を設定した。

・候補地の選定

上述したように、自然環境への負荷を軽減できる場所として、既に人為的に盛土されている場所が適正と考えられる。その候補地として以下の場所があげられる。

図. II-2-35



・候補地の比較

各候補地において、以下の評価項目で比較検討を行った結果、候補地Aが管理棟の適正な位置であると考えられる。民家側に管理棟を配置することにより谷戸の結節点に谷戸を見わたせる開放的な広場ができ、管理棟と連携した広場の利用も可能となるメリットがあるため候補地Aを採用した。

表. II-2-8

評価項目	候補地・A	候補地・B	候補地・C	候補地・D
施工時の環境への負荷	工事の範囲が盛土地盤で、入口の近くであるため計画地の環境への負荷は少ない。	工事の範囲が盛土地盤で、入口の近くであるため計画地の環境への負荷は少ない。	工事の範囲が盛土地盤で、入口の近くであるため計画地の環境への負荷は少ない。	施工時に重機が奥地まで入ることや主動線の改修、設備工事など注目種が生息する水路の横の掘削が奥地まで伴うため、不適と考えられる。
評価	○	○	○	×
景観面 ・谷戸を見渡せる ・背後の山のスカイラインへの影響	民家側であり、入口正面から外れているため阻害にならない。	計画地に入って正面にあるため、景観を阻害する。	入口正面から外れているが、目立つ位置にある。	正面入口から見えなくなるため、入口は開放的な景観となる。
評価	○	×	×	○
運営時の環境への負荷	日常的に車両が近くにあるため、動植物への影響は少ない	日常的に車両が近くにあるため、動植物への影響は少ない	日常的に車両が近くにあるため、動植物への影響は少ない	管理車両が奥まで入り込むことになるため、動植物への影響がある
評価	○	○	○	×
管理棟周りの広場の利用 ・広場での作業性 ・谷戸へのアクセス	広場から谷戸を見渡せる景観ポイントとして利用が可能また、保全管理の作業としても利用可能。3つの谷戸の交差点であるため、利便性は良い。	3つの谷戸の交差点であるため、利便性は良いが、広場の中心に管理棟が位置することになるため、広場がやや狭くなる。	広場から谷戸を見渡せる景観ポイントとして利用が可能また、保全管理の作業としても利用可能。3つの谷戸の交差点であるため、利便性は良い。	幅が狭い谷戸に管理棟が入り園路もあるため広場は狭くなる。
評価	○	△	○	△
身障者への対応 アクセス	入口の近くであるため、すぐに計画地の情報を得られる。	入口の近くであるため、すぐに計画地の情報を得られる。	入口の近くであるため、すぐに計画地の情報を得られる。	管理棟に向かうまでに斜路を登るためやや不便
評価	○	○	○	△
最終評価	採用			

●導入施設に伴う主要施設の造成計画の検討

基本的な考え方として、計画地内の自然環境に負荷を与えないために、施設整備に伴い造成する場所は、最小限にとどめる。

主要な場所は、管理棟の整備に伴う造成が考えられる。発生した土の処理についても現況で既に盛土され人工地として位置づけられている広町の森入口ゾーンに留めることとする。

その他には、田んぼを復元する場所と池がある。これらは、多様な生物環境を有する湿地内の施設であるため、環境への負荷を軽減するため、可能な限り人力による作業を中心とするが、機械力も必要であると考ええる。

④施設配置計画

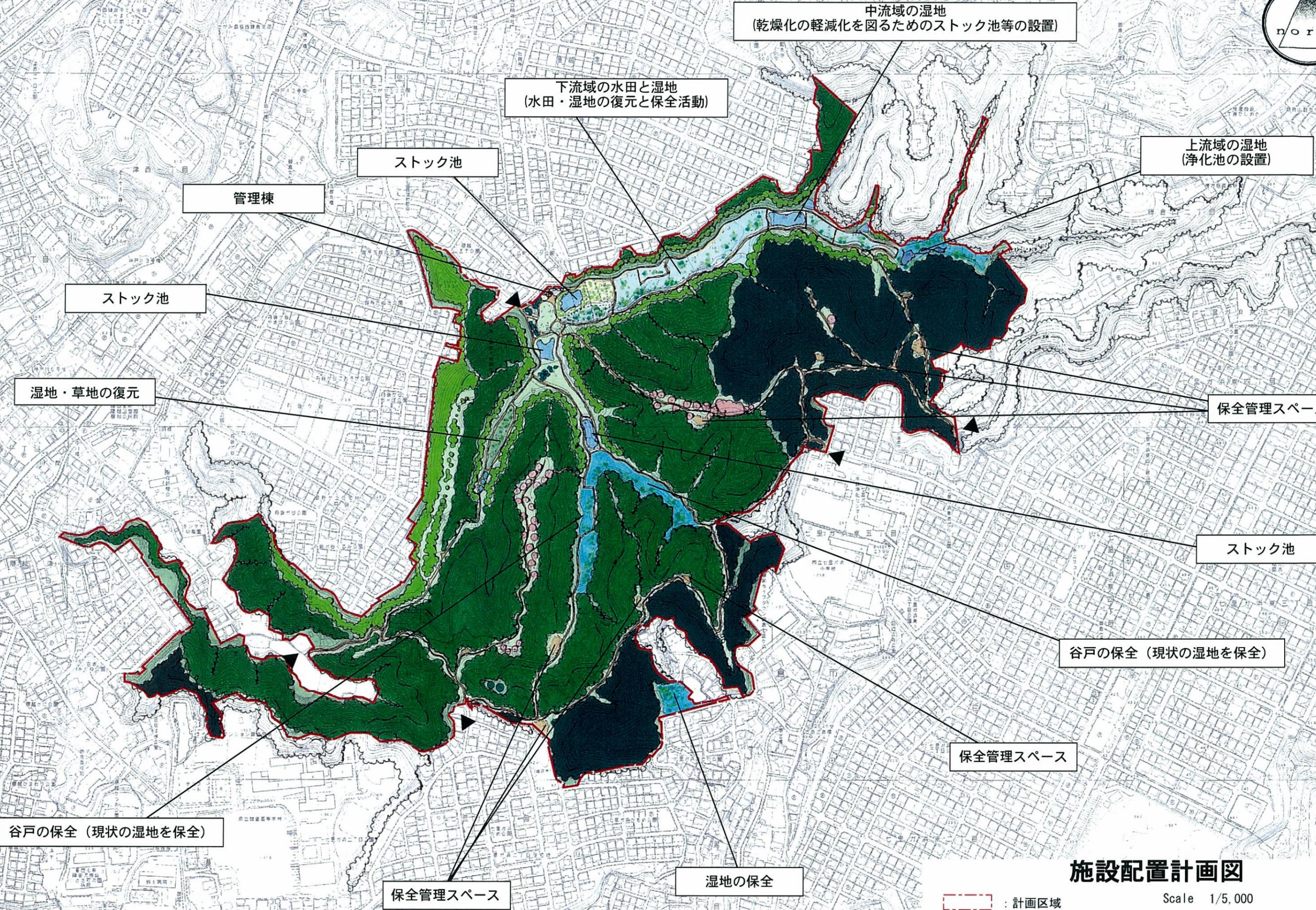
「導入施設計画」に基づき主要施設の配置を次頁に示した（図. II-2-36）。

「広町の森入口ゾーン」に管理棟及びトイレ等を集約して配置することで、自然環境への負荷を軽減できる。

「御所谷のゾーン（基本構想における「鎌倉山の谷戸ゾーン」。詳細については、P.31に示す。）」に流入する生活雑排水を可能な範囲で浄化する。上流域の浄化池は、効率よく浄化するため、地形と既存の水路の位置に配慮して設置する。また、中流域の湿地は、乾燥化が問題とされている場所に池をつくる。

「竹ヶ谷の森ゾーン」の谷戸の湿地は、水質が人為的な影響を受けていない箇所を利用して、一部湿地の復元を行う。

ベンチ・樹林・湿地の保全管理等に必要な保全管理スペースは、原則として現在市民等によって、既に使用されている場所や、アズマネザサ群落など自然環境に影響のない場所に今後の保全管理の手法・実施規模等を把握しながら適切に設置する。



施設配置計画図

面積 : 約48.1ha
 Scale 1/5,000
 0 50 100 200 m
 N 28

4) 整備・利用管理計画

計画地は、都市林としての良好な自然環境が損なわれないように利用の制限・誘導を行い保全する。ここでは、基本構想の整備・利用管理計画の利用誘導方針及び、補足調査から抽出した社会環境の方針に基づいた整備・利用管理計画を示した。

●園路について

動線計画においても示したが、既存の「みち」を活用し、自然環境の保全を図る。

●入口（5箇所）について

自然環境の保全に配慮し既存の入口を利用する。そして、最小限の施設にとどめるため、「広町の森入口ゾーン」以外は、身障者の利用やトイレ、管理施設等は設置しない。適正な利用を促すための最小限の必要な施設として考えられる計画地全体を示す総合案内板を設置し、都市林の利用方法や自然とふれあうマナーを伝達する。

●制限するルートについて

制限するルートについては、立ち入り防止柵と制札板において明確に立ち入り制限を示す。

以下に、制限するルートの概要を示した。

- ・ 急斜面地で危険性がある場所、根系が露出している場所については、樹木の保護及び表土の保全のため制限する。
- ・ 重要な水源・水域を保全するため、必要に応じて制限する。
- ・ 注目種の生息環境を保全するために、必要に応じて制限または使用期間を限定する。
- ・ 重複ルートは制限する。
- ・ 一般利用者には供しないが、自然環境調査や樹林地・湿地の保全管理の作業用等のルートとしては、活用する。

●フクロウの生息場所の立ち入り制限区域

維持管理のための立入りを除き原則として一般利用者の立入りを制限して自然環境の保全を図る。

また、このエリアを確実に保護するためには、人や犬などの侵入防止対策としてフェンスの設置等が考えられる。その場合は、このエリア全域をフェンスで囲むことになるため、基礎の掘削などの工事を伴い、環境面で大きな負荷を与えることになり、急傾斜地で施工も困難であると考えられる。

従って簡易であるが、必要に応じて園路をふさぐように丸太柵やロープ柵を設置し、制札板等で立入りを制限する対策が適正であると考えられる。

●身障者等への利用への対応

動線計画でも示したが、身障者や高齢者等の介助者付きの利用制限は主動線と準主動線にて区分した。この情報は明確に総合案内板や方向指示板にてアクセスの情報を提供する。事故防止するために、準主動線入口部には単独で身障者用案内板を設置する。

計画地の特徴的である御所谷のゾーンの谷戸（基本構想における「鎌倉山の谷戸ゾーン」。詳細については、P, 31 に示す。）と竹ヶ谷の森ゾーンの谷戸の景観を楽しめるルートとする。

しかし、身障者は、水路や湿地などの多様な水環境には、触れたりできないが視覚的に楽しむことができるルートとする。

●管理施設について

管理棟やトイレ、駐輪場については、広町の森入口ゾーンに集約し環境への影響を最小限に留める。管理棟とトイレは併用とする。隣接地の住宅の生活環境を保全するため、一般利用の駐車場は設けない。徒歩・自転車による利用を原則とした。

●利用プログラムの提供

計画地が持つ資源を活用した利用プログラムを提供し、自然の大切さや楽しさなど理解を深め利用マナーの向上へ展開する。(P, 41、3) 都市林の活用について参照)

また、湿地・水田等を活用した環境学習・総合学習を行う場合は、利用者を指導する立場の人材育成を行う必要がある。そのため、環境学習・総合学習を行うための、指導者の育成プログラム・講習会の開催等を行い、人材を育てていくシステムづくりが課題となる。

●犬の散歩について

計画地に生息する動植物の保全をするために、犬を散歩させる利用者の無秩序な利用を制限する必要がある。計画地の日常的な利用の特徴として、夕方になると犬の散歩を目的とした利用者が目立つことがあげられる。しかし、計画地が都市林として機能するためには、犬の散歩は、野鳥などの保護の観点からも利用の制限が必要であると考えられる。

●斜面の安定について

計画地にある地すべりは、ほとんどが古いものであり、斜面崩壊は沢状の凹地形を形成した崩壊跡である。地表概査のレベルではあるが、早急な安定対策を行う必要があると判断されるものは認められないが、表土の保全を図ることが必要である。

なお、詳細については、「資料編、P, 52」に示した。

(4) 基本計画図

以上の調査・検討結果を受け、基本計画図を以下に示した。(図. II-2-37)

なお、「図. II-2-37」は、「樹林地・湿地の保全管理図(図. II-2-1)」、「動線計画図(図. II-2-30)」、「施設配置計画図(図. II-2-36)」を複合して、作成した。